



2026年3月27日

## フードバンク認証制度の運用開始について

2026（令和8）年4月1日から、消費者庁と農林水産省が連携し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（第一版）」（以下「食品寄附ガイドライン」という。）に示された遵守事項を満たすフードバンクの認証制度を開始します。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定。令和7年3月25日変更。）において、「食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、『食品寄附ガイドライン』の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を、『食品寄附ガイドライン』に基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。」とされており、令和7年度から食品寄附等に関する官民協議会において議論を進め、フードバンク認証制度実施要綱を策定いたしました。

本制度は、第一段階として、活動実態のあるフードバンクを申請に基づき、リストに掲載、公表し、第二段階としてリストに掲載されたフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに示す遵守事項を満たすフードバンクを現在の取扱い量を要件とせず、認証し、食品寄附者にとって信頼できる食品寄附先の情報を提供し、フードバンクへの食品寄附量を増加させるところに趣旨があります。

本制度の活用を通じ、食品寄附への社会的信頼を高め、食品寄附・食品ロス削減促進に取り組んでまいります。

### 【参考】

フードバンク認証制度関係ウェブサイト

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/efforts/foodbank\\_001/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/index.html)

農林水産省フードバンクオープンリスト掲載ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html>

### 【添付資料】

別添 フードバンク認証制度について

### 【問合せ先】

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減法制検討室  
担 当 : 岩田  
電 話 番 号 : 03-3507-9261(直通)  
メールアドレス : no-foodloss-houan@caa.go.jp

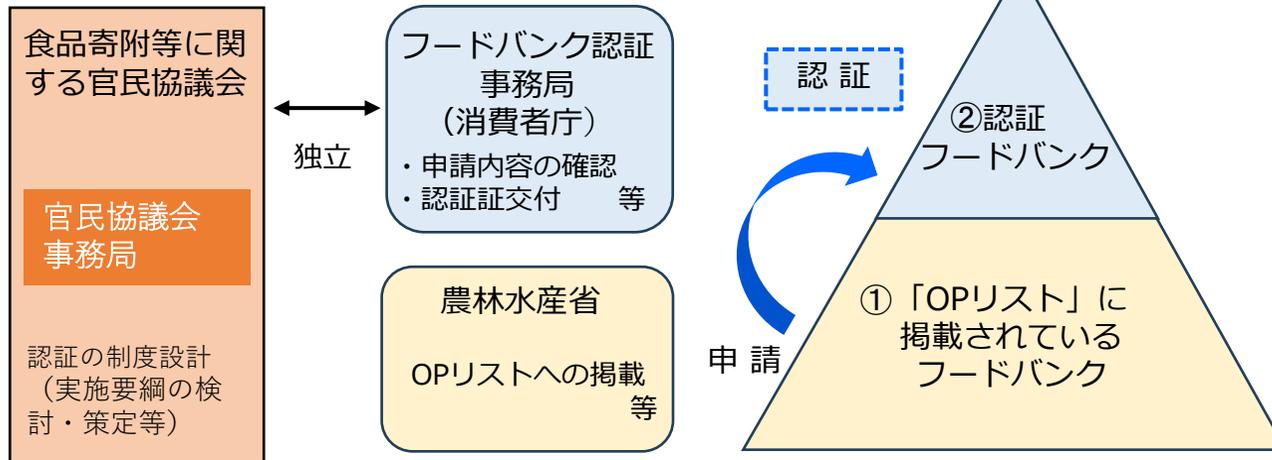
## &lt;目的&gt;

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の拡大につなげることを目的とする。

## &lt;概要&gt;

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申請し、一定の手続きを経て「フードバンクオープンリスト」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインを基に作成された審査基準に則り一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

## 認証制度のイメージ図



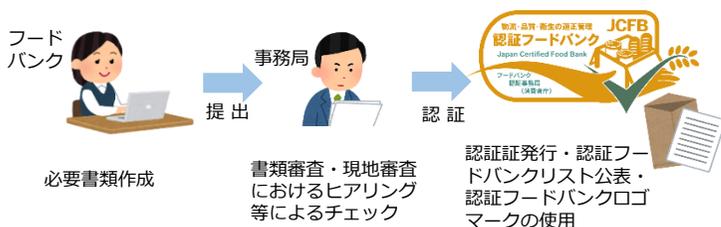
## 認証制度の具体的内容・手続

審査基準を遵守しているかの回答を証ひょうとともにフードバンク認証事務局に提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

## 認証制度の前提となるOPリスト掲載

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、申請を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

## &lt;認証作業イメージ&gt;



## &lt;審査基準の主な項目&gt;

1. 入庫時の確認事項
  - ① 食品情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）把握と記録
  - ② 受け取った食品の状態の確認
2. 保管時の確認事項
  - ① 施設設備の衛生管理
  - ② 食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
3. 提供時の確認事項
  - ① 提供食品の状態の確認
  - ② 提供食品の情報の伝達・管理
4. 体制・ガバナンスに関する確認事項
  - ① 提供食品の転売等の禁止、提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
  - ② 提供食品による事故に備えた保険加入
  - ③ 提供食品に係る事故発生時における対応